

衆議院 第一百五十六回国会 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第三号

平成十五年四月十八日(金曜日)

午後一時三十二分開議

出席委員

- 委員長 鳩山 邦夫君
- 理事 木村 太郎君
- 理事 中谷 元君
- 理事 前原 誠司君
- 理事 田端 正広君
- 理事 浅野 勝人君
- 理事 岩屋 毅君
- 理事 奥山 茂彦君
- 理事 佐藤 勉君
- 理事 中本 太衛君
- 理事 萩山 教嚴君
- 理事 原田 義昭君
- 理事 水野 賢一君
- 理事 山口 泰明君
- 理事 吉川 貴盛君
- 理事 伊藤 英成君
- 理事 大谷 信盛君
- 理事 桑原 豊君
- 理事 末松 義規君
- 理事 永田 寿康君
- 理事 赤羽 一嘉君
- 理事 樋高 剛君
- 理事 木島日出夫君
- 理事 重野 安正君
- 理事 宇田川芳雄君

- 久間 章生君
- 浜田 靖一君
- 渡辺 周君
- 工藤堅太郎君
- 荒巻 隆三君
- 白井日出男君
- 近藤 基彦君
- 菅 義偉君
- 西川 京子君
- 林省之介君
- 松島みどり君
- 森岡 正宏君
- 山本 明彦君
- 吉野 正芳君
- 大島 敦君
- 川端 達夫君
- 首藤 信彦君
- 筒井 信隆君
- 平岡 秀夫君
- 上田 勇君
- 赤嶺 政賢君
- 今川 正美君
- 井上 喜一君

- 外務大臣 川口 順子君
- (内閣官房長官) 福田 康夫君
- (防衛庁長官) 石破 茂君
- (防衛庁副長官) 赤城 徳彦君

- 政府参考人 奥村萬壽雄君
- (警察庁警備局長) 守屋 武昌君
- 政府参考人 深谷 憲一君
- (防衛庁防衛局長) 小倉 敏正君
- 政府参考人 深谷 憲一君
- (海上保安庁長官)
- 衆議院調査局武力攻撃事態への対処に関する特別調査室長

委員の異動

四月十八日

辞任

中山 正暉君

山口 泰明君

玄葉光一郎君

赤松 正雄君

同日

辞任

佐藤 勉君

水野 賢一君

永田 寿康君

赤羽 一嘉君

補欠選任

水野 賢一君

佐藤 勉君

永田 寿康君

赤羽 一嘉君

補欠選任

山口 泰明君

中山 正暉君

玄葉光一郎君

赤松 正雄君

四月十一日

有事法制、国民保護法制等の成立に関する請願

(砂田圭佑君紹介)(第一六七九号)

同(津島雄二君紹介)(第一六八〇号)

武力攻撃事態法制定、自衛隊法改正、安保会議設置法改正反対に関する請願(原陽子君紹介)

(第一七三二号)

同日

有事関連法案の廃案に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一八〇一号)

有事法制の強行反対に関する請願(今川正美君紹介)(第一八〇二号)

同(植田至紀君紹介)(第一八〇三号)

同日

有事関連法案の廃案に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一八〇一号)

有事法制の強行反対に関する請願(今川正美君紹介)(第一八〇二号)

同(植田至紀君紹介)(第一八〇三号)

- 同(大島令子君紹介)(第一八〇四号)
- 同(山内恵子君紹介)(第一八〇五号)
- 同(今川正美君紹介)(第一八二二二号)
- 同(大島令子君紹介)(第一八二四号)
- 同(山内恵子君紹介)(第一八二五号)
- 同(阿部知子君紹介)(第一八七九号)
- 同(今川正美君紹介)(第一八八〇号)
- 同(山内恵子君紹介)(第一八八一号)
- 有事関連法案反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一八〇六号)
- 同(木島日出夫君紹介)(第一八〇七号)
- 有事関連法案の廃案に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一八〇八号)
- 有事関連法案廃案に関する請願(木島日出夫君紹介)(第一八〇九号)
- 有事法制、国民保護法制等の成立に関する請願(吉田公二君紹介)(第一八二二二号)
- は本委員会に付託された。

四月十四日

国民の生命と財産を守る有事関連法案の制定に関する意見書(北海道豊富野町議会)(第五九五二号)

有事法制の立法化反対に関する意見書(秋田県比内町議会)(第五九五三三号)

有事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書(岡山県玉野市議会)(第五九五五四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第八七号)

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第八八号)

閣提出、第百五十四回国会閣法第八八号)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第八九号)

○鳩山委員長 これより会議を開きます。

第百五十四回国会、内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案並びに各案に対する久間章生君外五名提出の各修正案を一括して議題といたします。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。福田内閣官房長官。

○福田内閣大臣 国民の保護のための法制について御説明申し上げます。

国民の保護のための法制については、十分な国民の理解を得つつ整備を進めていくべきものであり、武力攻撃事態対処法案の成立後、法案づくりや関係団体との調整に本格的に着手することとしております。

今般、昨年取りまとめた国民の保護のための法制の輪郭について、地方公共団体や関係する民間機関等に対する説明を実施して、意見を聴取し、その結果を踏まえ、再度資料として取りまとめたところであります。

以下、その概要を御説明いたします。

国民の保護のための法制は、国、地方公共団体その他の機関の実施すべき措置を明確化するとともに、国全体として万全な態勢を整備し、国民の保護のための措置を総合的に推進することを目的としております。

また、配慮事項として、高齢者、障害者、乳幼

児等特に配慮を要する者の保護に留意し、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施に努めることとしております。

国の責任の明確化につきましては、国による主導的な対処という観点から、国が対処基本方針を策定し、国民の保護のための措置を総合的に推進するとともに、地方公共団体等の計画の策定の基本となる国民の保護に関する基本方針を策定することとしております。

また、この基本方針をもとに、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関等が国民の保護に関する計画または業務計画を策定し、国の方針に基づき対処が実施される体制を構築することとしております。

国は、対策本部長による警報の発令を初め、原子力施設等の安全確保のための措置命令など、国民の保護のため、国による対処措置を行うこととしております。

地方公共団体への支援として、避難住民等の救援に必要な物資の供給などを行うこととしております。

なお、内閣総理大臣による是正措置につきましては、都道府県知事の住民に対する避難の指示に関する措置などが適切に行われない場合は、事態対処法案の規定に基づいて、指示またはみずからの対処措置の実施を行うことができることとしております。

また、武力攻撃事態においては、国民への情報の提供が重要であることから、武力攻撃事態等の状況の公表や安否情報の提供などを行うこととしております。

次に、地方公共団体の役割につきましては、地方公共団体がその責任を果たすことができるよう、閣議決定で指定された都道府県及び市町村においては、都道府県知事または市町村長を本部長とする国民保護対策本部を設置することとしております。

地方公共団体による避難措置につきましては、都道府県知事が国の対策本部長の避難措置の指示

を受けて住民に対し避難を指示し、市町村長が職員を指揮して避難住民を誘導することとしております。

地方公共団体による救援につきましては、都道府県知事が収容施設の提供、炊き出し、医療の提供等を実施することとしております。その際、都道府県は、救援に係る事務の一部を市町村に委任できることとしております。また、救援を実施するため都道府県知事が他人の土地、家屋等を使用する場合等について、適正な手続を定めることとしております。

地方公共団体による武力攻撃災害への対処につきましては、都道府県知事である国民保護対策本部長が、当該地域における武力攻撃災害に対処するための措置を総合調整できることとしております。

また、市町村長は、武力攻撃災害の現場において、一時避難の指示等の応急措置を実施するとともに、警戒区域の設定を行うこととしております。消防につきましても、その任務として、武力攻撃に伴う火災から国民を保護し、武力攻撃災害を防除、軽減することとしております。

生活関連施設の安全確保につきましては、都道府県知事が施設の管理者に対し安全確保のための措置を要請できることとともに、都道府県公安委員会等が立入制限区域を設定できることとしております。また、交通の規制につきましては、都道府県公安委員会が緊急輸送の確保等のために実施することとしております。

次に、指定公共機関等の役割につきましては、指定公共機関である放送事業者による警報の内容等の放送、電気事業者、ガス事業者等による適切な供給の実施などを定めることとしております。都道府県知事は、公益的事業を営む法人または公共的施設の管理者の中から指定地方公共機関を指定することとしております。

次に、国民の役割につきましては、住民の避難や被災者の救援の援助などについて協力を要請されたときは、国民は、必要な協力をするよう努め

ることとしております。また、国及び地方公共団体は、武力攻撃事態における住民の自主的な防災組織やボランティアの自発的活動に対し支援を行うこととしております。

その他、復旧に関する措置、損失補償、損害補償、対処措置等に要する費用の負担、大都市の特別、罰則等について所要の措置を行うこととしております。

以上、国民の保護のための法制について御説明いたしました。

政府といたしましては、今後とも、国民の保護のための法制について国民の理解を得るよう、さらに努力を重ねてまいりたいと考えております。

あわせて、国民の保護のための法制の整備方針を定めている武力攻撃事態対処法案等有事関連三法案の御審議をよろしくお願い申し上げます。

○鳩山委員長 この際、お諮りいたします。各案審査のため、本日、政府参考人として警察庁警備局長奥村高壽雄君、防衛庁防衛局長守屋武昌君及び海上保安庁長官深谷憲一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鳩山委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森岡正宏君。

○森岡委員 私は、自由民主党の森岡正宏でございます。今国会で初めて開かれます当委員会では、トップを切って質問をさせていただきます。日夜、邦家のために御尽瘁いただいております福田官房長官に、まずイラク戦争について伺いたいと思っております。

一昨日、ブッシュ大統領が、イラクが解放され

た以上、国連は経済制裁を解除すべきだということとを訴えられたと聞いております。

大量破壊兵器が未発見の現段階で、経済制裁の解除が可能なかどうか。人によりますと、国連停戦決議六百八十七号との関係から、大量破壊兵器はイラクに存在しないことを査察団が現地へ行って認定しなければ解除できないのではないかと、いろいろな方がいらつしやるようでございます。

しかし私は、もう、フセイン政権が倒れた、大量破壊兵器を使われる心配がないということであるならば、国連で決議をしてもらって、そして経済制裁を解除したらどうかというふうに思うわけでございますが、日本政府としてどう考えるのか、福田官房長官にまず伺いたいと思っております。

○福田国務大臣 今回のイラクに対します軍事行動というのは、イラクが国連安保理決議上の義務の重大な違反を継続的に犯してきたことを受けまして、国連憲章第七章に基づく関連の安保理決議に従って、イラクの武装解除等の義務の実施を担保し、そしてこの地域の平和と安定を確保するための措置の一つとして行われたものでございます。

現在、依然としてイラク国内では局所的かつ散発的な抵抗が続いていると承知しておりますけれども、戦争が早期に終結し、今後は、イラクが大量破壊兵器を開発しない形で、人々が自由で豊かな社会の中で暮らしていけるよう、一日も早く再建されることを願っております。

ただいまお尋ねの制裁解除の件につきましては、これから国連でもいろいろな議論がなされることと思っております。

○森岡委員 それでは、日本政府は今回の戦争をどのように総括しておられるでしょうか。また、きょうは外務省の方でORHAに対して文民派遣を決められたようでございますけれども、復興人道支援、日本の国が何ができるか、また米国の要請、戦費をも含めまして、どんな要請が来ているか、来ておるならばどんな内容な

のか、その辺についてお尋ねをしたいと思ひます。  
○福田国務大臣 先ほど私、このイラク戦争についてどういふように総括しているのかということについて、そのことについてもお答えはしたのでございますけれども、今現在は、依然として、まだすべて終わっているというふうな状況にはない。終結段階に近づきつつあるという認識は、これはもう共通した認識だといふふうに思っておりますけれども、まだ完結していないというふうな状況の中で、今、国際社会として、またその中で日本としてどういふことをなすべきかということ、は、今後、いろいろ考えていかなければいけないことでございます。

また、どういふ状況にあるのか、治安の状況とかそういうようなこともございますので、支援と申しましても、まだ限られた分野でしかできない。特に我が国の場合には、いろいろな制約がございますので、そのことについては、今後、慎重にかつまた多角的な面から考えていかなければいけない、そういうふうに思っております。

しかし、今まさに人道的な問題、これは起こっておりますわけでございますので、このことについては我が国として何が今できるか、こういうことはあるかと思ひます。そのためにと申しますか、その一環として、本日、外務大臣から、ORHAに對しまして人を派遣する、そしてどういふことができるかということの研究していくというふうな発表があったかと思ひますけれども、まさにそういう段階であるということでございます、とりあえずORHAに人を派遣いたします。

これは、いつ派遣するかということはまだ申し上げられない、近日中ということにならうかと思ひますけれども、そして、そこでもってORHAでどういふような活動をしているか、そしてどういふことができるか、そういうことを把握した上でその後のことを具体的に決めてまいりたい、こんなふうなことを考えている段階でございます。  
○森岡委員 ありがとうございます。

次に、石破防衛庁長官に伺いたいです。

昨日の毎日新聞の記事によりますと、トップで扱われておたつたわけでございますけれども、イラクで米軍が使用したクラスター爆弾、これを航空自衛隊でも購入し保存しているのに、国会の予算審議に際しても十分な説明がなされていない、そういう指摘がなされておたつたわけでございます。

敵の着上陸侵襲に際しまして、侵襲部隊の陣地、戦車等の車両、また物資の集積所などを広範囲に攻撃するのに大変有効だと私は何とていっているわけでございますけれども、その辺の事実関係及びクラスター爆弾の必要性について、防衛庁長官のお考えをお聞かせいただければありがたいと思ひます。

○石破国務大臣 クラスター爆弾の性能等につきましては、先生今御指摘のとおりでございます。通常爆弾だけではなくてクラスター爆弾を保有いたしますことが、敵の着上陸侵襲に際しまして、侵襲部隊の陣地、戦車等の車両、集積所等を攻撃し、阻止し得るといふために有効である。それはなぜ有効であるかという点、装甲貫徹力、破片効果、焼夷効果というものを有する子弾を有してあるからということでございます。

これは当然のことでございますが、我が国におきましてクラスター爆弾というのは保有をいたしております。それは、敵が仮に我が国に侵襲した場合にこれを使うということでありませぬ。ほかの国において我が国がそれを使い、住民を非人道的に殺傷する、そのような目的で使うということとは全く想定をされておられません。

同時に、これを我が国において使います際には、仮に万が一そのようなことがやむを得ないということになりましては、当然のことながら住民の方々には避難をさせていただくことに相なります。そして、敵の侵襲を排除しました後は、きちんと安全な処理を行うということになるものでございます。私どもは、抑止力の一環としてこのクラスター爆弾を保有いたしておるといふことだと思っております。

そして、後段の御指摘の、きちんとした国会審議に付していないではないかということでございますが、私どもが有しております装備というのは、当然莫大なものに上ります。量としても非常に膨大なものでございます。そのすべてをきちんと出しておるかといへば、それはその御説明の中に、粗い、細かいという点があることは確かでございます。しかし、国会からお尋ねがございました場合には、当然それに対してきちんとしたお答えをするわけでございまして、隠ぺいしておるとかそういうようなつもりは全くございません。

加えまして、この問題がいろいろ御懸念が出てまいりましたのは、例のコンボ紛争以降であるというふうな承知をいたしております。そういう場合にも国会においてきちんと御説明をいたしておりますし、また、私どものホームページにおきましてもその内容というものを公開いたしておりますところでございます。

加えまして、各航空自衛隊の基地におきましていろいろ展示の際にこのものも展示をいたしておりますところでございます。いずれにいたしましても、私どもとしては、そういうような情報の公開の透明性というものについて今後とも努めてまいりたい、国民の御心配がないように今後とも全力を尽くしてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○森岡委員 よくわかりました。

この件について、福田官房長官、昨日の記者会見で、専守防衛という観点からこれは必要なんだ、廃棄する必要は全くない、こういうふうな述べておられるようでございました。当然、来年度予算についても、防衛庁の方から要求があれば認めていかれるおつもりでございますね。

○福田国務大臣 これは防衛庁長官からお答えした方がよいようなことなっておりますけれども、私の記者会見のことも触れておられますので、私からまずお答えいたします。

クラスター爆弾を持つていたとしても我が国は専守防衛ということでございます、これはそういう意味からいへば、敵が、敵というのはどこか

かわかりませんが、仮に我が国に上陸をするといったようなときに有効な武器になる可能性があるということ、こういうふうな考え方で恐らく防衛庁は持ったんだろうというふうな思ひますが、そういうふうな防衛の整備につきましては、平成十二年度に既に終わっているということのようでございます。ですから、その後それを今、さらに持つとかいったような、そういう計画はない、このように承知しておるところでございます。

○森岡委員 それでは、先ほど福田官房長官から御説明のありました国民保護のための法制について何か。

○福田国務大臣 十二年度と申しましたが、十四年度ということ、間違えました。済みません。

○森岡委員 本論の国民保護のための法制について伺いたいと思ひます。ここまでお取りまじめをいただきましたことに対して敬意を表しながら、質問をさせていただきます。

私は、今回のイラク戦争の特徴の一つが、イラク政府が全く国民を守ることをしなかった、これが今回の戦争の特徴じゃなかったかというふうな思ひでございまして、むしろ人間を盾にした、そういうふうにも思われる戦争であった。そういうことを考えますと、我が国でも有事に對して、国民の保護でありますとか生命財産を守る、これは、できなかったら国際社会からも笑われまします、また政治において一番果たすべき大事な役割でございます。それでありませぬだけに、早くこの有事法制を整備して、国民が安心できるような形に持っていきたい、私はそういう立場から質問をさせていただきます。

まず、先ほど御説明のありました避難誘導についてでございますけれども、私は、先ほどの御説明を受けながら、知事、市町村長、そして消防、警察、海保、自衛隊、こちら辺が一体になって住民を安全に誘導するんだという、そういう法制化を考えておられるようでございますけれども、突然起こる事態に對してうまく避難誘導できるんだろいか。絶えず訓練をしていなければだめなんじゃないかな。県や市町村長においても、協力し

てくれる度合い、温度差があると思ひますし、また各都道府県にまたがるような問題も起こつてくると思ひます。

○森岡委員 収容者の人権、また住民に不安を与えないような措置をお願いしたいと思います。次に、国民への情報の提供につきまして先ほど

○福田国務大臣 国民の被害を最小化するとい

○森岡委員 単純な質問で恐縮ですが、刑務所の収容者の避難誘導ですね。刑務所の収容者もやはり日本国民だと思ふんです。やはり守つていかなければいけない。これについてどう対応しようとしておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 刑務所の収容者の避難誘導、これにつきましては、収容者の逃走防止に配慮しながら、速やかに他の収容施設に移送するなど、その状況に応ずるわけですけれども、検討すべき課題がございます。

したがいます、今後、関係省庁間で十分に調整して検討してまいりたいと思つておるところでございます。

○森岡委員 収容者の人権、また住民に不安を与えないような措置をお願いしたいと思います。次に、国民への情報の提供につきまして先ほど

御説明がございました。警報の発令ということがございましたけれども、実際にそれがどのような行われるのか、どういうことを想定しておられるのか、手段ですね。それも含めながらお答えをいただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 情報の提供は、具体的に申し上げますれば、これはその手段が必要なわけでございます。例えば、内閣総理大臣が、これが国の対策本部長でございますが、対策本部長として警報を発令する、そして総務大臣を通じて都道府県知事に通知し、そして都道府県知事が市町村長に通知し、市町村長が住民に伝達する、そういうようなことを基本的な骨格と考えております。

また、いろいろなケースがあるんですけども、航空機とか船舶にある者のように、市町村長が通常用いられる手段では警報を迅速かつ確実に伝達することが困難な者に対しては、市町村長以外の適切な伝達手段を有する者が伝達することを検討している、こういうことになるので、今のところは具体的でございませぬけれども、基本的な考え方はそういうことであるというところでございませぬ。

また、この警報の内容につきましては、指定公共機関であります放送事業者により放送することによりまして、国民に対し迅速に情報を提供するということを考えております。

○森岡委員 情報提供ですが、これは非常に私に大きな問題だと思つておられると思ひますが、テレビとかラジオを利用されると思ふんですが、NHKのみならず民放にも協力を願わなければならぬんじゃないかなと私は思ふんですけれども、民放連なんか相談されているんでしようか。ちよつとそのことをお答えいただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 放送事業者につきましては、警報等の緊急情報の放送のために、指定公共機関として指定することを考えておるところでございます。民間放送事業者が指定される可能性、これはございます。しかし、現時点では、政府としては、

日本放送協会を主として考えております。国民の保護のための法制の成立後に、実際にいかなる者を指定公共機関として指定するかということについては、関係事業者の意見も聞きながら総合的に判断をしたいと思いますと思つております。

○森岡委員 なかなか難しい問題だと思ひますが、イラクの戦争を見ても、マスコミの取材が余りにも危険なところで行われているというふうにも感じました。こういう戦争は初めてなんじゃないかなという気がしたわけでございますが、実際に巻き添えを食つて亡くなられたジャーナリストも何人かおられたようでございます。報道内容でございますけれども、NHKに協力をお願いする、こうおっしゃいましたけれども、いわゆる大本営発表のような、国民をミスリードしたり、またデマとか事実と反するような情報を流すようなことが断じてあつてはならないわけでございます。政府がそういうことをやることはないわけでございますけれども、ほかのマスコミ関係者、また全くマスコミとは関係のないような人たちからデマとか間違つた情報が流れる、これも有事の場合には非常に怖いことだと思つてございませぬが、有事における報道について、官房長官、

○福田国務大臣 今回のイラクにおける交戦状況については、非常に多くのマスコミ報道がございました。毎日、長い時間それを見る機会に接したわけでございますけれども、そういうものを取材する記者の方々にあります、国民に対して真実を伝える、伝えたいという強い責任感を持つてその任に当たつておられると思つております。時には、みずから危険な状況の中においても取材活動を続けるということでございますので、この努力は大変なものであるというふうにも推察をいたしております。

今回の取材活動のあり方について私からコメントをするという、そういう立場にはありませんけれども、取材に当たつては、そういう方々に被害

が及ぶことのないように願つておるわけでございます。また、米軍が、従軍記者というのも大勢連れていつて行くわけでございますけれども、この従軍記者というのは、戦地から戦況を報告するために、軍との協定のもとに、移動、宿泊、食事などを兵士とともにして、また天然痘の予防接種を受けるなど、軍隊と行動を同じくするものと承知しておりまして、事態の推移によつては相当の危険を伴うというふうなこともございますので、そういう危険をもちながらその任に当たつておられるということでございます。

いずれにしましても、真実を伝えるという責任を持つて事に当たつておられるものと私は信じております。

○森岡委員 時間がありませんので、次々質問させていただきますが、有事に際して国民がどういふ協力をするのかということは、大変大きな問題だと思ひます。国民が何をなすべきか、民間防衛組織のようなものを頭に描きながらその協力を考えておられるのかどうか。

私は、今御説明のあつた文書を見ておりますと、「必要な協力をするよう努めるものとする。」と、努力義務になつておられるわけですね。協力しなかつたら一体どうなるのか。やはり、強制的にといひますか、義務的に国民に協力を求めるといふようなこともあるんじゃないかなというふうにも思ふわけでございますが、例えば、住民の自主的な防災組織とかボランティアの自発的な活動などを書いておられますけれども、その辺のことを官房長官はどういうふうにご考えておられますか。

○福田国務大臣 国民の保護のための法制では、国民の協力に關しまして、武力攻撃事態において、国民の保護のための活動を自主的に行う住民の自主的な防災組織、またボランティアに対し、国や地方公共団体が支援を行うように努める旨の規定を設けることを検討いたしております。

ここで、自主的な防災組織とかボランティアの自発的な活動の具体的な内容でございますが、こ



だければいいんだ、そんなニュアンスを感じるわけでございます。どうして義務規定にならなかつたのか、その辺のところをまずお伺いしたいと思

います。  
○福田国務大臣 武力攻撃事態対処法のたぐいとおっしゃられました八条では、国民は必要な協力に努めるものとする、こういうふうな規定しております。国民の保護法制の資料の表現は、これに合わせたものなんです。国民の保護のための法制では、住民の避難とか被災者の救援の援助などに

つきましては国民に協力を要請できる旨の規定を設けることを考えております。  
これらの規定は国民に協力の義務を課すものではないんですが、国民の方々には、それぞれの置かれた状況の中でできる限り協力をいただきた

い、このように考えているわけでございます。  
○吉野委員 国民の多くの意見を総合すると、努力目標、努力規定くらいにしかならなかったのかと思うんですけれども、そんなことで果たして、私たちのこの国を守ることができるとかというところを申し上げておきたいと思

います。  
それで、官房長官から今、国民保護法の概要が示されました。その中で国民の協力で四つの項目が述べられました。まさに消火活動、避難等々への国民としてできることを積極的にやらねばならないわけですけれども、こういうことを実行なさしめるものというの、やはり私は訓練だと思

うんです。  
正直言って、私はこのところにかなり期待をしております。というのは、今の日本の状況を見ると、特に子供たちのことを見ると、自分だけがよければいいんだとか、社会的な義務を果たすことなく、社会生活をしていく上できちんとしたルールというところを余り知らない。教育というものは家庭と学校だけに任せてしまっている。実は、私が小さいころは地域での教育を受けたんです。私が悪いことをすると、隣のおじさんが来て頭を殴ってくれました。注意してくれました。まさに地域教育というのが日本に欠けた部分だと

思うんです。  
そういう意味で、今度の国民保護法を制定するに当たって、自由民主党の部会の方では、新しい隣組制度、いわゆるコミュニティとい

いますか、小学校単位の隣組制度というのをつくっていくんだというふうなお話が、私は聞いたことがございます。そういうものでかなり地域のきずなという部分について私は期待を持っていたんですけれども、今官房長官からお話がありましたら、それは自主防災組織、またボランティア組織という形でありました。  
もつと強力な、これで全国民がカバーできるのか、そして、ふだんはこういう訓練をしていくに当たって、やはり地域のきずなというのが、いざといった場合の大きな力になろうかと思

います。  
で、そういう地域のきずなを深めるためにも新隣組制度的な部分を私はつくるべきではないのかな。そこに期待をしていたわけでございますけれども、そういうものがなかったということで大変私がかかりしているところですけども、その辺についての御見解をお聞かせ願いたいと思

います。  
○福田国務大臣 地域のきずなということを強調されましたけれども、これは地域、地域と申しますか、広い日本の中でいろいろな地域があつて、それぞれの地域でいろいろな形があるんだらうと思

います。例えば都会ですと、特に最近では都心になればマンションがたくさん建つておる。そういうマンションなんかですと、一年のうち三割ぐらい人がかわつてしまふとかいふような非常に流動的な面があつて、なかなかそういう隣組意識というのは芽生えないというようなことがあつて、これはやむを得ない部分もあるんだらうというふうに思

います。  
また、我が国は平和でございますから、そういう防災のために隣組を持たなきゃいかぬとかいふようなことについての必要性、ニーズ、そういうものに対する意識というのも希薄なところもあるというふうに思

つておられるほどの体制というのはなかなかできにくいような状況もあるんだらうというふうに思

います。  
しかし、これは、この法制のもとでは、やはり国民の安全ということを考えた場合に、いろいろなことを考えていかなければいけないということが前提にございますから、それはそれで検討していかなければいけないということでございます。  
国民の保護のための措置については、対処基本方針に基づいて、国、地方公共団体、指定公共機関等が協力して実施することを基本として考えてお

りまして、国民の保護のための法制において、新たな民間団体を組織したり、既存の民間団体に新たな責務を課すということは想定いたしております。  
しかしながら、訓練はもとより、国民の保護のための対処措置が的確に実施されるためには、広く国民の理解と協力を得ることが重要でございます。このために、住民の自主的な防災組織やボランティアが自主的に国民の保護のための対処措置を実施する場合には、国や地方公共団体がこれを支援することについて検討してまいりたいと思

います。  
○吉野委員 次に、権利の制限についてお尋ねをしたいんですけれども、事態法三二条の四項ですか、憲法の保障する自由と権利を尊重し、その権利と自由を制限する場合、必要最小限で、公正、適正な手続のもとで行われなければならない、こういう規定がござ

います。  
その中で、知事は、長官または政令で定める者の要請に基づき、物資等の収用、権利の制限をしていくという規定になつておるんですけども、例えば自衛隊が、ここに陣地が必要だ、二百坪必要だと言つても、それを現実的に収用していくのは知事でございます。それが最小限のところを

チェックしていくのか。あくまでも自衛隊が軍事上必要とするものであつて、都道府県知事が、それは多いですよ、少ないですよという、そういう

いわれる軍事上のところに判断を求めていくということ自体がちよつと無理ではないのかなと思うのでありますけれども、だれがチェックをしていくのかをお尋ねしたいと思います。  
○石破国務大臣 先生御指摘のとおり、百三条の書き方というのが、「都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき」云々、こうございまして、「これらの物資を収用することができ

る。」ということになつております。この条文の書き方からしますと、収用することができるといふ権能は都道府県知事が有しておることになります。防衛庁長官が要請を行うわけでござい

ますが、その際も、当然最小限ということは念頭に置きまして、考慮をいたしまして、要請することになります。  
しかし、都道府県知事というのが、例えば山形県なら山形県、山口県なら山口県、福島県、どこでもよいのでありますが、その状況というものを一番よく知つておるであろう、先生が御指摘のよう

防衛庁長官との間において協議が行われるという形にならうかと思っております。

○吉野委員 そのいう意味で必要最小限のチェックがなされるという理解なら、私も理解をいたします。

また、同じことなんですけれども、沼地を埋め立てをした土地があつて、そこを使いたいという要請があつた場合に、そこは地盤的に、大きな地盤沈下が起きるし、瑕疵があるわけでありまして、でも、防衛庁長官としてはそこが一番最適な場所だということがあつた場合、やはりそこは、知事の方からこれは別なところにするよという形で長官の方に言った場合に、知事に変更できる権能といひますか、そういうものがあるんでしょうか。

○石破国務大臣 御指摘のように、私どもの方から要請をいたします、その要請があつた場合に、知事が、例えばこういう場所ということでも私が申し上げましたときに、都道府県知事は、立入検査を行う等により、それが本場に任務遂行上適切かどうかという判断を行うこととなります。

それで、立入検査等々を行つてみた、沼地であつてとてでもないが使うにはたえないというようになつてまいりますと、では今度は知事が一方的に、これは適さないのではこの代替地があるよ、ここを使いなさいということにはならないのだからと思ひます。

そんなつた場合に、防衛庁長官が使いたいというふうな要請をしてきた土地はこうしようかとか、こういうことなのでどうなのだろうかという協議が改めて行われることになるというふうな考へておるところでございます。

○吉野委員 次に移りたいと思ひます。

安全保障会議設置法の改正案についてでございますけれども、事態対処専門委員会を官房長官が委員長のもとで常設としてつくれるわけですね、大体どのくらいの人数、どのくらいの規模を想定しているのか、お尋ねしたいと思います。

○福田国務大臣 人数をお尋ねでございますが、その前に、緊急事態に際しましては、政府は事態

の認定、対処に関する基本的な方針の策定などの重大な判断を極めて限られた時間的制約の中での確に行うことが必要でございます。

このような政府の意思決定につきましては、安全保障会議の果たす役割が重要でございますことから、この会議に、内閣官房長官を長とする事態対処専門委員会を設置するということといたしたものでございます。この委員会は、事態発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、平素から専門的な調査分析を行い、安保会議への進言を行うもの

でございます。

この委員会の委員につきましては、内閣官房及び関係省庁の中から局長級以上の関係者を任命することを想定しております、今後具体的に定めていくこととなりますけれども、情報の集約、分析、評価を的確に実施し得る関係者をその中に含めるといふことは当然でございます。

そういうことで、具体的にどこのことということは今決めておるわけではございませんが、必要な部署、しかし、それが余り人数が多くなるといふことがあつても迅速な対応ができないだろう、こういうようなことも考え合わせ、今後決定したいと思つております。

○吉野委員 この専門委員会は、対処基本方針をつくる本場に大事な大事な部門にならうかと思ひますので、その基本方針を策定するに当たっては、やはり情報の収集、評価、分析、この辺のところ

が最大のポイントにならうかと思ひます。

そういう意味で、ありとあらゆる情報がこの専門委員会に集まつてくる仕組みができてくるのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思ひます。

○福田国務大臣 それは常時、今危機管理体制というものがございまして、トップには危機管理監というものがございまして、これは内閣官房に設置している役職でございますが、そのもとに情報官という者がおります。そして、そのもとに専門的な情報収集の機関がございすけれども、内閣官房の中に危機管理センターというものがございま

して、そこで情報集約をいたしております。

これは、二十四時間体制で三百六十五日その仕事をしているところでございすけれども、そこが情報集約の中心でございまして、そこで集約された情報を情報官が判断し、危機管理監とともにその重要度とかいふものを区別しながら、事態対処専門委員会に対して連絡をとる、こういうふうな体制になつております。それは常時、今も行つているわけでありすけれども、既にその部分については始動しているところでございす。

○吉野委員 わかりました。

次に、武力攻撃事態以外の、いわゆる大規模テロリズム、武装不審船、これをきちんと修正案で明確にしたというのは、国民にとって本當によくわかりやすく、私も大変よかつたなというふう

に感ずる次第でございす。

その二十五条の二項の一号に、情報の集約、分析、評価を行うための「態勢の充実」といふふうになつております。普通、態勢の充実という、警察、海上保安庁、自衛隊、それぞれの部門に予算を多くして人数を多くすれば、それがイコール態勢の充実だといふふうになるわけですが、その程度の態勢の充実なのか、この意味を、「態勢の充実」といふところをきちんと具体的に

にお教え願ひたいと思ひます。

○福田国務大臣 危機管理体制というのは、その進展と申しますか、そういうものについては休むことはない、常に磨きをかけていかなければいけない、そういうものだと思います。

そういう観点で、情報につきましては、これは政府に各種の情報部門がございす。この連携を強化して、そして情報の共有に努め、事態発生時における内閣の情報集約と分析、評価態勢、これは強化を常時図つていかなければいけないもの

だ、こんなふうな思つております。

また、政府案におきましては、安全保障会議に、内閣官房長官を長とする事態対処専門委員会を設置することとしております。これは先ほど申し上げたとおりでございす。

ここでは、これも先ほど申し上げましたけれども、事態に迅速かつ的確に対応できるよう、平素及び事態発生時の双方を通じて、専門的な調査分析を行つて、安全保障会議を補佐するもの

でございます。情報の集約、分析等を的確に実施する上でも、この委員会は大きな役割を果たすことになりす。

○吉野委員 私の選挙区には、福島県でありまして、原子力発電所が十基ございす。九・一一以降、海上保安庁の巡視船が、福島第一、第二のちよ

うど中間点のあたりで、二十四時間巡視船が見ております。また、私も選挙区を歩くとパトロールカーを見ます。これは二人乗つています。常にいろいろなところをぐるぐるパトロールをしております。地元の人に聞くと、あの方々は福島県の人

じゃないんです、他県から応援に来ていらっしゃる方なんです、こういうお話を伺ひました。

それで、お尋ねしたいんですけれども、海上保安庁も警察も、どういうテロリストを想定してそれらに装備しているのかという、敵が見えないと自分たちの装備の程度も決まらないわけでありすので、その辺のところを両機関に聞きたいと思ひます。

○奥村政府参考人 原子力発電所につきましては、昨今の厳しい情勢を踏まえまして、銃器対策部隊、これはライフルとかサブマシンガン、あるいは耐弾仕様の装甲警備車を配備しておる部隊でありますけれども、これを原発に常駐させまして、二十四時間体制での警戒警備を実施しております。

また、緊急時には、S.A.T.、これも特殊部隊でありますけれども、テロリストに対する高度な制圧能力を持つているS.A.T.、これを派遣して対処することとしております。

こうした対処につきましては、いろいろな態様のテロを想定してやっておりますけれども、具体的にどの程度の規模のテロ、あるいはどのような態様のテロというものを想定しているかにつきましては、こちらの作戦の手のうちということになりますので、お答えは差し控えたいと思ひます。

○深谷政府参考人 御説明申し上げます。

海上保安庁におきましては、原子力発電所の警備、先ほど先生御指摘ございましたけれども、福島県におきまして、平成十三年の九月に米国におきます同時多発テロが発生いたしました、その発生直後から今日に至るまで、いわゆるテロ対策といたしまして、全国十七カ所すべての原子力発電所におきまして、事業者に対しましては、自主警備の強化をお願いをする一方で、最寄りの海上保安部署、こういったところとの緊急連絡体制、これも確立をいたしました。連携強化を図っておりますのでございますが、当局におきましては、機関砲でございますが自動小銃でございますとか、そういったいわゆる所要の武器を搭載した巡視船艇、先ほど先生からもお示しいただきましたように、二十四時間、常時配備をいたしまして、その警備には万全を期している、あらゆるテロの対応をとれるようにというふうに考えておるところでございます。

○吉野委員 海と陸からの防備というのは海保と警察で行っているわけですが、やはり空からのテロというのに対しての備え、これはどうなっているんでしょうか。

○奥村政府参考人 一昨年のアメリカでの同時多発テロのような、ハイジャックした飛行機を使いましてテロにつきましては、これは一たん敢行されますと、その阻止を図るといのは大変困難な面がございます。したがって、何よりハイジャックのようなもの未然防止を図ることが重要であると認識をしております。

そこで、警察といたしましては、情報収集活動を強化いたしますとともに、国土交通省あるいは航空会社等の関係機関と緊密に連携をとりながら、機内への凶器等の危険物の持ち込み防止、あるいは不審者の早期発見等を徹底いたしまして、ハイジャックの未然防止を図っておりますところでありま。

○吉野委員 私たちに見えない形でそこまでいろいろテロ防止対策をとってらっしゃるといことは、本当に地元で暮らしている者にとつて頼もしく、また感謝の気持ちでいっぱいでございます。ありがとうございます。

○奥村政府参考人 原発に対する警戒警備もそうでありまして、従来から、大規模な警備事象あるいは長期間に及ぶ警戒警備の際には、必要に応じて、その県の警察に對しまして、ほかの都道府県警察から警察官の応援派遣を行っております。福島県も、御指摘のとおり、今他県から応援が行っております。

これらの応援派遣をされました警察官は、土地の地理には不案内でありますけれども、事前に警戒対象周辺の地理、地勢等を十分時間をかけて実査をしておりますし、それから地元の警察官と共同して警戒警備に当たっておりますので、御指摘

と同時に、共同訓練なんかもいたすといった場合に、やはり訓練なしで実践というのはできないわけでありまして、その辺も含めて、どういう対応、体制をとっておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○奥村政府参考人 原発の警戒警備の万全を期すためには、御指摘のとおり、海上保安庁あるいは原子力発電所の事業者との緊密な連携というのが重要であると考えております。

具体的には、海上保安庁の間では常時情報交換を行っておりますし、また現場におきまして、現場の警戒に当たっている部隊と原発の沖合で警戒に当たっていただいている巡視船との間で緊密な連絡体制をとっておりますのでありますし、さらに現場レベルにおきまして、具体的な事案を想定した共同訓練を近々実施することとしておるところであります。

また、原発の事業者との連携につきましても、これはホットラインなどを設置してございまして、常時必要な情報の迅速な共有を図るとともに、緊急時の通信連絡方法、あるいは不審者侵入時の対応等を含めまして緊密な連携の確保に努めておるところであります。

○吉野委員 これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○田端委員 次に、田端正広君。官房長官、防衛庁長官、大変に御苦労さまでございませう。

本論に入る前に、イラクの問題と北朝鮮の問題で少しお伺いしたいと思っておりますが、きょう、官房長官、午前の記者会見ですが、アメリカの復興人道援助室、ORHAへ要員を派遣するという事について言及なさったようでありまして、文民の派遣を通じて、日本は復興の過程、初期の段階からかかわっていききたいというお話がされたように報道されております。

は大丈夫だということでもあり、また文民の派遣ということでもあり、あるいは外務省の職員としての身分、そういう立場ということであるようでありまして、この問題については私も賛成であります。問題は、つまり、国連中心主義といいますが、国際協調という視点とのバランスからいいますとそれはどうなんだろうかと、その思いが少しあります。というのは、ORHAそのものがアメリカの政府の機関である、そういうことでありまして、そういう意味で、人道支援とはいえ、果たしてそれがどこまで、どういうふうにかかわるのがいいんだろうか、そのところを少し国民にも説明していただく必要があるのではないかと、こういうふうに思います。

私は、国連中心主義という考え方を掲げてきた日本として、あるいは国連の分担金を二〇％しているという日本、そういう立場からいっても、国連の機能をきちっと回復させるということがまず一点だと思っております。

それから、国際社会が協調して、イラクに対する人道支援を国際社会としてやっていると、そういう状況をつくっていくということも二点目として大事だろと思っております。

それから三点目としては、国連のいろいろな機関がたくさんあります。例えば国連の難民高等弁務官事務所とか、あるいは国連開発計画とかユネスコとか、たくさんいろいろある形で、いろいろなかかわりをこれからするんだろうと思っております。そういう意味では、国連の機関を、そこにはノウハウも実績もあるわけですから、活用する。そういうことが三つ目の問題として挙げられるわけ、そういう三点からして、私は国連中心のかかりということが大事ではないかと思っております。

昨日、EUの非公式首脳会議でもこの問題が議論されたようでありまして、国連が中心的役割というところで、果たすべきだということで共同声明も発表されておりますが、ぜひそういう視点といたうことをもって日本としては積極的に出しているだいた方がORHAとかかわりの上でもいい

は、大丈夫だということでもあり、また文民の派遣ということでもあり、あるいは外務省の職員としての身分、そういう立場ということであるようでありまして、この問題については私も賛成であります。問題は、つまり、国連中心主義といいますが、国際協調という視点とのバランスからいいますとそれはどうなんだろうかと、その思いが少しあります。というのは、ORHAそのものがアメリカの政府の機関である、そういうことでありまして、そういう意味で、人道支援とはいえ、果たしてそれがどこまで、どういうふうにかかわるのがいいんだろうか、そのところを少し国民にも説明していただく必要があるのではないかと、こういうふうに思います。





また理解をいたしております。

○田端委員 それでは、武力事態問題について御質問させていただきたいと思いますが、今回の与党の修正によって、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態というこの二つに整理されたということは、大変わかりやすくなったといえますか、明確になつたという意味ではよかったですか、こう思います。

○石破国務大臣 そのような御理解でよろしからうかと思っております。今までの防衛出動というものの概念というのは全く変わるものではないと思いますが、武力攻撃事態との関係では先生の御指摘のような点で整理されようかと思っております。

○田端委員 この対処基本方針案のたたき台といえますか、大綱というんでしょうか、この問題についてお尋ねしたいと思いますが、先ほども御質問がありました。官房長官が安全保障会議設置

法に基づく事態対処専門委員会の責任者になられて、この大綱、基本方針をつくる、こういうことになるかと思いますが、これは平時からということか、ふだんから有事に際してのそういう議論、準備をしていかなければ、速やかに指示を出すということはなかなかいざというときは大変じゃないかな、こう思います。

○福田国務大臣 この法案では、武力攻撃事態の認定等の重大な判断を極めて限られた時間的制約の中で的確に行い得るよう、安全保障会議のものと事態対処専門委員会を設けて、平素から専門的な検討を行わせる、こういうこととしておるわけでございます。政府といたしましては、行政府と立法府の統一的な意思決定のもとで武力攻撃事態に対処していくとの観点から、対処基本方針の国会の承認を求めるとは、事態対処専門委員会における検討結果などについても、必要に応じ、可能な範囲で開示をしてみたいというように考えているところでございます。

○田端委員 次に、自衛隊がかかわることになりますから、そのところを少し考え方も整理しておかなければ国民の理解もまた大変だと思っております。何点かちよつと申し上げたいと思いますが、例えば、周辺事態と武力攻撃事態が併存といいますが、同時発生という形になった場合、法律に基づく手続は違ってくるわけですが、武力攻撃事態では対策本部が設置される、周辺事態では自

衛隊の長である防衛庁長官が責任者として指揮をとる、こういうことになるかと思いますが、そういった意味で、そのところが、その相関関係とありますが、例えば、通信、連絡一つにしてもいろいろなことがあるかと思っております。その対策本部と防衛庁、この関係を、きちつと原則的なルールということを決めておく必要があるんじゃないか、これが一点です。

それから、有事の際、米軍との連携、米軍との連携といいますが、そういうことが大変大きな問題になるかと思っておりますが、この対策本部と米軍との関係という意味で、アメリカの側からこの対策本部に、連絡調整官といいますが、要員を派遣していただいて調整をする、緊密な連絡をとる、こういうことがどうなのかということでありまして、それからもう一点は、国連への報告ということでありまして、国連とのかわり、作戦も含めた技術的な説明が必要になるということになれば、国連に対しても自衛官の派遣、そういうことも考える必要があるのではないかと申すわけでありまして、例えば、ジュネーブの軍縮代表部の中に自衛官を派遣しておりますし、それから国連代表部にも自衛官を出していると思っております。ふだんでもそういうふうに行っているわけでありまして、きちつと決めた上でやっていく必要があるのではないかと申すわけですが、以上三点、御答弁いただきたいと思っております。

○石破国務大臣 私からお答えさせていただきます。こゝでよろしゅうございますか。(田端委員「はい」と呼ぶ)

先生のお話は恐らく、第一点として、おっしゃるような周辺事態と武力攻撃事態というのは併存することがあり得るわけでございます。そういうときに、米軍への支援が混同して行われなければならないことだと明確に区分をされなければいけないということだと思っております。

この両方の事態が併存することはあり得ることでございますが、それぞれ法律の目的が異なっております。そうしますと、私どもの方として、できることできないこと、そして米軍に対する支援のあり方、そういうものをきちんと明確にしておくことは必要なことだと思っております。そういうことはまた技術的にも十分可能なことだ。つまり、当該法制と周辺事態法のおおのに基づいて対米措置をどのように行うかということ、区分して行われることが十分に可能だということに考えておるところでございます。

第二点のいわゆる対策本部と米軍との関係でございますが、これは恐らく、現在考えております調整メカニズムの中で調整をされることになるんだらう。そうしますと、対策本部の中にそういうような調整の人間を入れるかどうかということ、必要な場合があり得るかどうかという問題に帰着するのだらうというふうに思っております。

今のところは、調整メカニズムの中で米軍との関係は十分調整されるというふうに考えておるところでございますが、なお不十分なところがあればまた検討させていただきたいと思っております。現在のところ、調整メカニズムの中で考えていきたいというのが私どもの立場でございます。

第三点の国連との関係でございますが、先生御指摘のように、例えば、私も国連代表部というものをニューヨークに持っている。そこには防衛駐在官も出ているわけでございます。そうしますと、現在、国連代表部に人間を出しておいて、それが防衛駐在官という身分も有しております。そうしますと、国連との連絡調整というものはその場において行えることにはないだらうかというふうに思っております。

そしてそこにおります防衛駐在官、そういうものを今考えておるところでございます。

○田端委員 本日示された国民保護法制に関する骨子の中から何点か問題を取り上げたいと思いますが、一つは、今自衛隊とのかかわりが、これは大変大事になると私は思いますが、例えば、国民保護の中心というのは避難誘導ということになります。先般、地方公聴会で佐世保に私も行かせていただいたときに、佐世保の市長さんも、住民の生命財産をどう守るかという点についての具体的なルールというものを明確にしてもらわないと市長としては困るといふような趣旨のお話もございました。

そういう意味で、現場は市町村になるんだろうと思いますが、都道府県には対策本部が設置される。しかし、市町村は、今度には市町村長を中心に消防、警察、海上保安庁、自衛隊、こういう形で役割分担がどうなるかというところが自治体の長の方が心配されているわけでありまして、そういった意味で、そこを、自衛隊がどういう役割でどういふふうにしていくのかという、そこを明確にしないと、この問題というのはなかなか難しいのではないかと思いますので、防衛庁長官、一番自衛隊がかかわるかかわり方が大事だという認識でひとつ御答弁いただきたいと思っております。

○石破国務大臣 現在私どもとして考えておりますのは、これは都道府県に対策本部というものがそれぞれ設置をされることになりまして、そこにおいて各地方のいろいろな実情というものを把握せられ、いろいろな機関との連絡調整が行えるものだというふうな考えております。

現在のところ、私どもとしては、その都道府県において設置をされる対策本部に自衛官を連絡員という形で派遣をいたしまして、本当にニーズに適切にこたえ得るように、そういう体制をとってまいりたいというふうな考えておるところでございます。

○田端委員 骨子ですから、そこがまだはつきり

と示されていないので、ぜひ、この二年間で法案の作成をする中で、自衛隊が明確な役割を果たせるようにきちっと記していただきたいと思っております。例えばこういう有事の際というのは、都道府県で対策本部をつくっても、広域的な被害が起った場合は、その都道府県なんか関係なく飛んでしまうわけですね。そういう意味で、組織といふものを、どうあるのか、どういふふうにかかわっていくのかという、そこが大事だろうと思っております。

それで、例えば民間防衛組織を活用するとかというお話もありますが、例えば市町村に五千以上の自主防衛組織がある、しかし、これは、下手をするといいいますか、誤解を招く危険もあるわけですね、こういう協力を得られるためには国民の理解がなければ、これは義務的なことになりまして、戦争協力法案だといふふうなことも誤解されかねないわけでありまして。そういう意味では、ぜひ、国民の理解というものを最大限のベースにして、そして協力を求めていく、こういう法案の作成をする、何といいますが、こちら側の姿勢というのが、政府の姿勢というものが大事じゃないか、こういうふうな思っておりますが、その答弁を得て、質問を終わりたいと思っております。

○福田国務大臣 国民の保護のための法制につきましては、国民の権利義務とも関係があるものがございますので、地方公共団体や関係する民間機関などとの意見を聞きまして、十分な国民の理解を得ながら整備を進めていくことが必要である、このように考えております。

そのため、政府としては、国民保護法制について作成した資料やQ&Aなどを官邸のホームページを通じて公表するなど、広く国民の理解を得るように努めてまいりたいと思っております。

また、武力攻撃事態対処法案の成立後は、国民の保護のための法制の法案の作成に本格的に着手することとしておりますけれども、今後とも十分国民の理解を得られるよう、節目節目でさまざまな努力を重ねてまいりたいと思っております。

○田端委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○鳩山委員長 次に、井上喜一君。

○井上喜一委員 保守新党の井上喜一でございます。この武力事態法の修正案を与党の代表者が出しておりますけれども、私どもは、この委員会審議を通じて、武力攻撃事態法、これの大まかな問題についてはこの修正案でこたえている、カバーしている、そんなふうな考えております。

きょう、また官房長官の方から、「国民の保護のための法制について」という概要の説明がございました。これは内閣官房を中心にして、関係各省の意見をまとめて、地方公共団体その他関係機関の意見をまとめて、この六カ国協議といいますが、まして、立派なこの国民保護法制をつくっていただきたいと思っております。よく意見を聞きますと同時に、またやはり実効性のあるものじゃないか、ぬと思つておられます。意見は聞いたらいいけれどもさっぱり動かないというのだったら困るので、ぜひぜひそういうような法制をつくっていただきますことを希望いたします。あと質問は、きょうは北朝鮮とイラクにつきまして質問をさせていただきます。こんなふうな思っています。

北朝鮮とアメリカ、中国の協議がいよいよ始まるというのを新聞なんかで報道されておりますが、昨年の九月、あれは十八日ですか、平壤宣言がサインされました。日朝の間でこのようないろいろな問題、大量破壊兵器あるいは拉致問題を含めて協議をする、こういうことであつたと思つておりますけれども、なかなか思うように進まないというところで、多国間で協議をしていくということも、日本が当面する問題の解決に資するんだらう、こういうふうな思いは思っておりますが、恐らく外務省もそういうふうな考え方だつたと思つておられます。

さて、ふたをあけてみますと、三方国の協議だといふんですね。私どもは、だれ言うとなしに、六カ国ぐらいの協議じゃないかといふようなことを

を言われておりましたので、そうじゃないかと思つていたんですね。これは外務省が言ったのか、マスコミが言ったかよくわかりませんが、そういう意味では、どうも肩透かしを食つたといひますか、外されたといふような感じを私は持つんであります。

確かに大量破壊兵器、核でありますとか生物化学兵器あるいは弾道ミサイル、こういった面につきましては、これはやはり国際的に対応しなくちゃいけない問題でもありますけれども、拉致なんかもう完全にこれは日本の問題だと言つていいと思つて、また弾道ミサイルにつきましても、やはりほかの国とは多少これは温度差のある、日本特有の問題じゃないか、こう私は思つておられます。そういったことで、この六カ国協議といいますが、日本が当初の会議に参加をしないといふことは本当に残念だと思つておられます。

どうも、新聞なんかによりまして、この三方国協議といふのはずっと前からもう話が進んでいたんだと書いてあるわけですね。外務省はそういうことを知っていたのかどうか、これと、もう一つは、いつ、どこの国から三方国でやるんだといふようなことを受けたのか。まずそれをちょっとお聞きをしておきたいと思つておられます。

○川口国務大臣 この会議でございますけれども、ずっと北朝鮮は、米国の安全保障を必要とする、安全保障を確保したいという観点から二国間協議といふことを強く主張してまいりまして、他方で米国の、安全保障の問題もさることながら、核の問題、これは国際社会の懸念であつて、みんなが話に参加をする必要があるということ、多国間の協議といふことを主張して、その二つの主張の間に非常に大きな隔たりがあつて、なかなか対話が成立するところに至らなかつたといふことでございます。

その中で、我が国は、やはり核の問題については、これは多国間で、我が国も絡んだ形で議論をする必要があるんだといふことをずっと言つてまいりまして、我が国としても主張を、主張といひ

ますか提案をし、それから中国もし、ロシアもし、韓国もしという形で、いろいろな水面下で動きがございました。そういった中で、今回、御案内のような、おっしゃったような話があったわけでございます。

それで、これは中国がかなり北朝鮮の説得に動いた部分がございます。中国としては、この問題については、これは私がせんだって訪中いたしましたときにも言っておりましたけれども、中国は、こういうことを広報して、それで国際的に動く国ではない、これについては口外をしてもらっては困るという立場を今も引き続きずっと維持しております。

ということでございます。いつごろということとをなかなか申し上げにくいわけですが、先般、私が訪中をいたしました段階、この段階では、既にこういって話したことは、中国でないほかの国から私どもの耳には入っております。日本としては、ずっと前から、核の問題については多国籍で協議をする過程で、日米韓の連携についてはずっと協議を続けてきております。

それから、この多国籍の協議、三カ国、まあ多国籍間ということでございますけれども、このテーマについては、私どもとしては、いずれ、今これがちゃんと立ち上がって議論が進むかどうかということが非常に重要な段階でございます。当面、関係国は、これは核の国際的な、国際社会が懸念を持っている問題というふうに言っておりますけれども、日本としては、これについて早い時期に、三カ国だけではなくてほかの国も関係をするのが大事なんだということをやつとやっております。

また、ブッシュ大統領が先般、小泉総理にお電話をいただいた際には、アメリカとしてもそういうふうにご考えているということをおっしゃっていただいておりますし、また、そういう段階で、これは核の問題以外の問題も、我が国としてはたくさん問題を持っておりますので、そういったことについても話が進んでいくというふうにご考えてい

るわけでございます。

我が国の考えについては、今、ちょうどきょう、日米韓三カ国で打ち合わせをやっておりますけれども、米国の場合、こういった我が国の懸念を踏まえてこの三カ国会談に臨むというふうにご確信をいたしております。

○井上(喜)委員 日本は主張をアメリカを通して三カ国の協議に反映させていくというふうなことであり、テポドンなんかについて言いますとやはり若干アメリカと日本との認識の違いはあるんじゃないかと思っております。まして、拉致なんかの問題になりますと、大変違っているんじゃないかと思っております。大体中国なんかは国連人権委員会のあの北朝鮮を非難する決議に反対しているわけですよ。そういう中で、こういう拉致問題を取り上げるというふうな、やはり非常に大きな限界があるんじゃないかと私は思っております。そういう意味でも日本が早くこの会議に参加するということが必要だと思っております。

韓国のあれは外交通商相というんですか、この二十三日からのアメリカ、北朝鮮、中国の会議は予備会談みたいなもので、二回目からは韓国は参加をするということをやつとやっております。中国から確約を得ているみたいなことを言っているわけですよ。新聞報道ですよ。

だから、果たして日本はどうなっているのか。それは日本がぜひとも参加しないといけない、それはよくわかりますよ。韓国の場合、極めて具体的なんです。日本の場合はどういふような状況になつていくのか。日本政府の意向というのはいくらも伝わって、関係国からどういふ反応を得ているのか、もうちょっと詳しくお聞かせをいただきたいと思っております。

○川口国務大臣 今委員がおっしゃった韓国の外交通商部部長の発言については私どもとしては承知をいたしております。

先ほど申しましたように、我が国としては、国際的な懸念、核の懸念、これについてまず現状をとめるということが、このままでとめるということとが大事です。その後いろいろな形で話し合いが進んでいくということが大事でございます。

そういった観点からいって、早期に多国籍で協議を行うことが重要であるということについては、あらゆるレベルで米韓と韓国とは話をいたしております。

○井上(喜)委員 ともかく、どんな三カ国の間で話が進みまして、大きな枠組みができる、それはそんなに簡単にはいへない話だと思いませんが、その後になって参加をしましても、実質的にそういう枠組みを動かすことができないというふうな状況だろと思うんです。

また、言葉をかえて言えば、平壤宣言なんかも実質的にどうも空文化しかねないような、そういうおそれだつてなきにしもあらずだと私は思っております。あるいはもう最悪の場合は、ほとんど決められてしまつて、あと日本が行うのは経済的な負担だけだということになりますと、これは何なんだ、こういうことになりますので、やはり、この関係国会議については、相当、毅然たる態度、考え方をもち望まなくちゃいけないんじゃないかと私は思っております。

○川口国務大臣 国際社会の全体としての懸念である大量破壊兵器の問題ということと、また、委員がおっしゃられましたように、我が国はまた、さらに異なる種類の問題についての懸念を、あるいは懸念以上のものを持っているわけでございます。こういった問題が十分に話し合いに反映されるように、最大限の努力をいたしたいと思っております。

○井上(喜)委員 イラクの問題に移りたいと思うのでありますけれども、国連でいろいろな経緯があり、英米軍による武力行使があつて、実質的に、軍事的には山を越したといえますか、大体、戦争は終結に近づきつつある、こう見えていいと思っております。それで、今、その後の復興支援なんかを

含めて、どういう機構で統治をしていくかとか、そういう議論に移りつつあると私は思うのであります。

国連中心主義なんというふうなことがよく言われるだけども、国連は、現実にあるもの以上でもないし、以下でもないです。余り過度に期待することもないかと思つております。

○川口国務大臣 中近東の地域が平和で安定を早く回復する、全体として中近東の地域が平和で安全であるということは、我が国としても、これは国益に通ずる、まさに国益そのものであるわけでございます。

支援助の場合にも、いろいろな方法がありますが、やはり目に見える支援をしていくということが日本にとつては極めて大事だと思つております。特に、中東の地域というのは、経済的に非常に大事な地域でありますから、したがつて、政治的にも日本にとりまして極めて大切な地域だと私は思つております。そういう国益に照らしても、日本の顔が見える支援という、二国間の場合もありませんし、ORHAなんかを通じて、結構積極的な貢献ができるんじゃないかと私は思つております。

そこで、大体どんな分野を想定して、ORHAに人を派遣されようとしていくのか。その辺、具体的に言えないうえそれは結構ありますが、言えるならば、ひとつお答えいただきたいと思つております。

○川口国務大臣 中近東の地域が平和で安定を早く回復する、全体として中近東の地域が平和で安全であるということは、我が国としても、これは国益に通ずる、まさに国益そのものであるわけでございます。

そして、その中で、イラクに対して我が国が復旧復興あるいは人道支援をしていくときに、顔が見えるというふうにおっしゃられましたけれども、これも大変に重要なことだと思っております。

ORHAでございますけれども、どのような協力の仕方があるか。ORHAに対する協力を通じて、イラクの国民に協力をしていくということでございますけれども、これは、具体的にはこれから、ORHAに必要としている分野あるいは専門家のタイプ、そして、我が国として専門的なあるいは知見を持っている、イラクの復興にはかかよりもっとよく協力をできる分野、そういうことを照らし合わせながら、これから具体的に詰めるということでございますけれども、我が国としては、以前からイラクに対してはさまざまな協力をやってきているわけでございまして、例えば病院ですとかいろいろございまして、そういうといった識見のある分野というのはかなりあるだろうと思っております。

基本的には、委員がおっしゃられましたように、当面、四、五人、これを外務省の職員といえますか、そういう形で出して、そして、ORHAを通じてイラク国民に協力をすることとをやっていくと考えております。

○井上(喜)委員 防衛庁長官にお伺いしたいんですが、自衛隊をイラクに出すというようなことがあり得るんですか、どうですか。お考えをお聞かせいただけますか。

○石破国務大臣 現在のところ、そのような検討は行っておりません。その場合には、いかなるニーズがあるかということとあわせて、一体、いかなる法令によって出すとすれば出すのかということになるだろうと思います。そういう両方が相まって、そういうことは初めて可能になるものというふうに考えておりますが、現状におきまして、そのような検討は行っておりません。

○井上(喜)委員 検討するとすれば、どういう条件が満たされた場合に自衛隊の派遣というのあり得るんですか。

○石破国務大臣 基本的には、私は、PKO法だろうというふうに思っております。PKO法の中に具体化されておりますPKO五原則というものがございまして、現状において、仮に自衛隊を派遣するとするならば、これは人道救援活動も同じでございますけれども、PKO法ということになるというふうに考えております。

○井上(喜)委員 あと、外務大臣に御要望を申し上げるのでありますけれども。

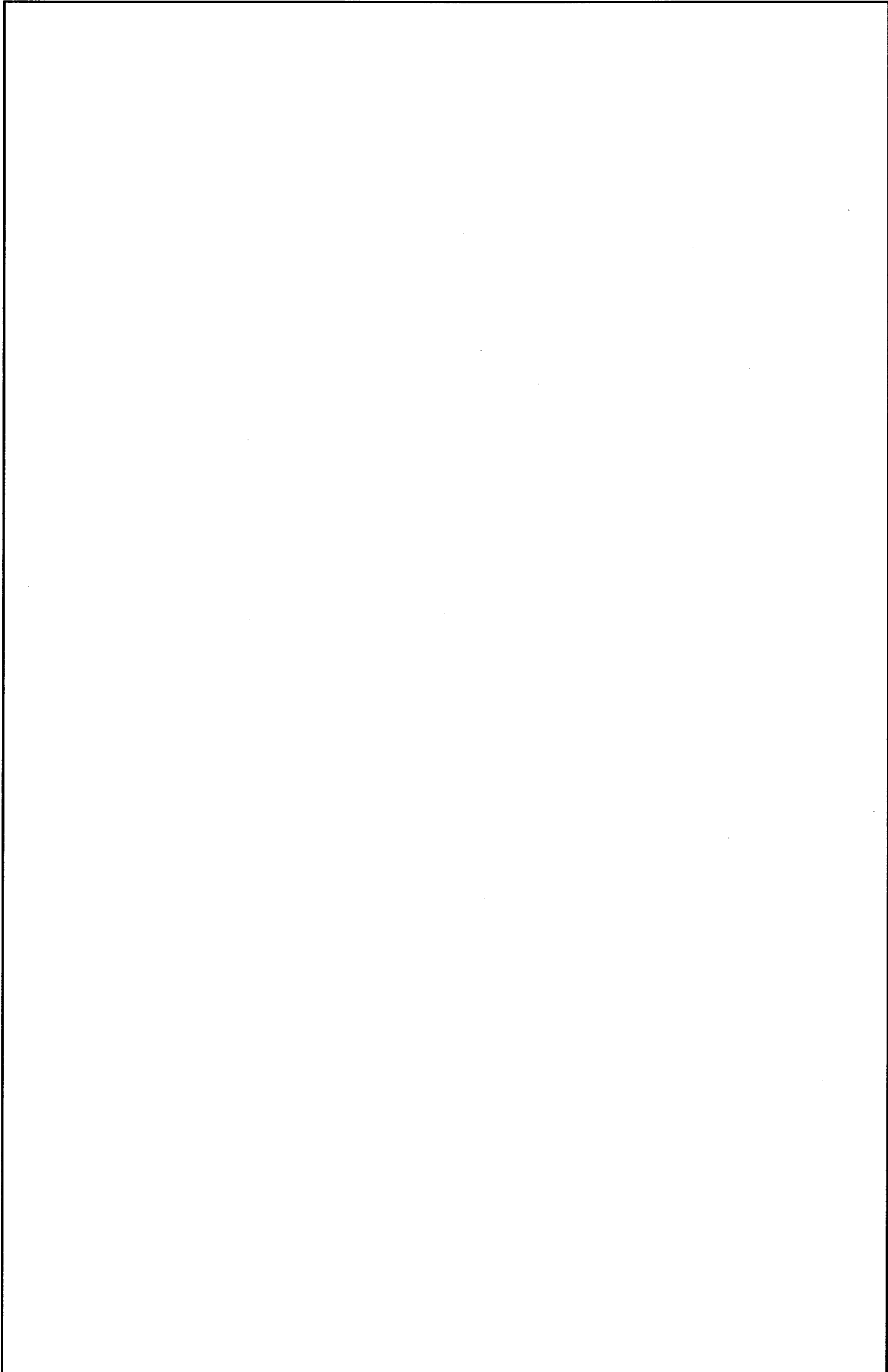
これも新聞報道でありますけれども、中東の方へ何か行かれるというようなことを見るわけでありませぬ。

私は、イラクの問題が終わりますと、あと、シリアはある程度関係するかもわかりませんけれども、次はやはりイスラエルの問題だと思っておりますね、パレスチナ問題だと思っておりますので、ですから、ああいう地域をよく調べて、またこれはイラクとも非常に関係することだと私は思いますので、そういった成果をこれからの外交に生かしていただきたい。

そういう意味で、ぜひともああいう地域に行かれますと、ひとつよく調査をお願いしたいと要望いたします。

○鳩山委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十八分散会



第一類第六号

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第三号

平成十五年四月十八日

平成十五年四月二十三日印刷

平成十五年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F